

「国営土地改良事業の負担金に係る特例」(参考条文)

土地改良法第113条の3第3項 [条文抜粋]

(工事の完了等の場合の公告等)

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその**工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告**しなければならない。

土地改良法施行令第52条の2第6項 [条文抜粋]

(国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法)

前条第1項の負担金で法第90条第8項の国営市町村特別申請事業に係るものは、**農林水産大臣の定める支払の方法**により支払わせるものとする。

昭和60年7月30日農林水産省告示第1155号(注)第1号アの規定

[第1号アの規定]

農林水産大臣が、**国営市町村特別申請事業の完了する以前**において、当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき**当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生**し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが**適当であると認める場合**その利益のすべてが発生した年度の**翌年度以後の年度**で農林水産大臣が指定する年度。

3. 国営筑後川下流土地改良事業について

国営筑後川下流土地改良事業の概要

事業名 : 国営かんがい排水事業
 地区名 : 筑後川下流地区
 受益面積 : 40,899ha
 事業工期 : S51～H30
 事業費 : 1,525億円

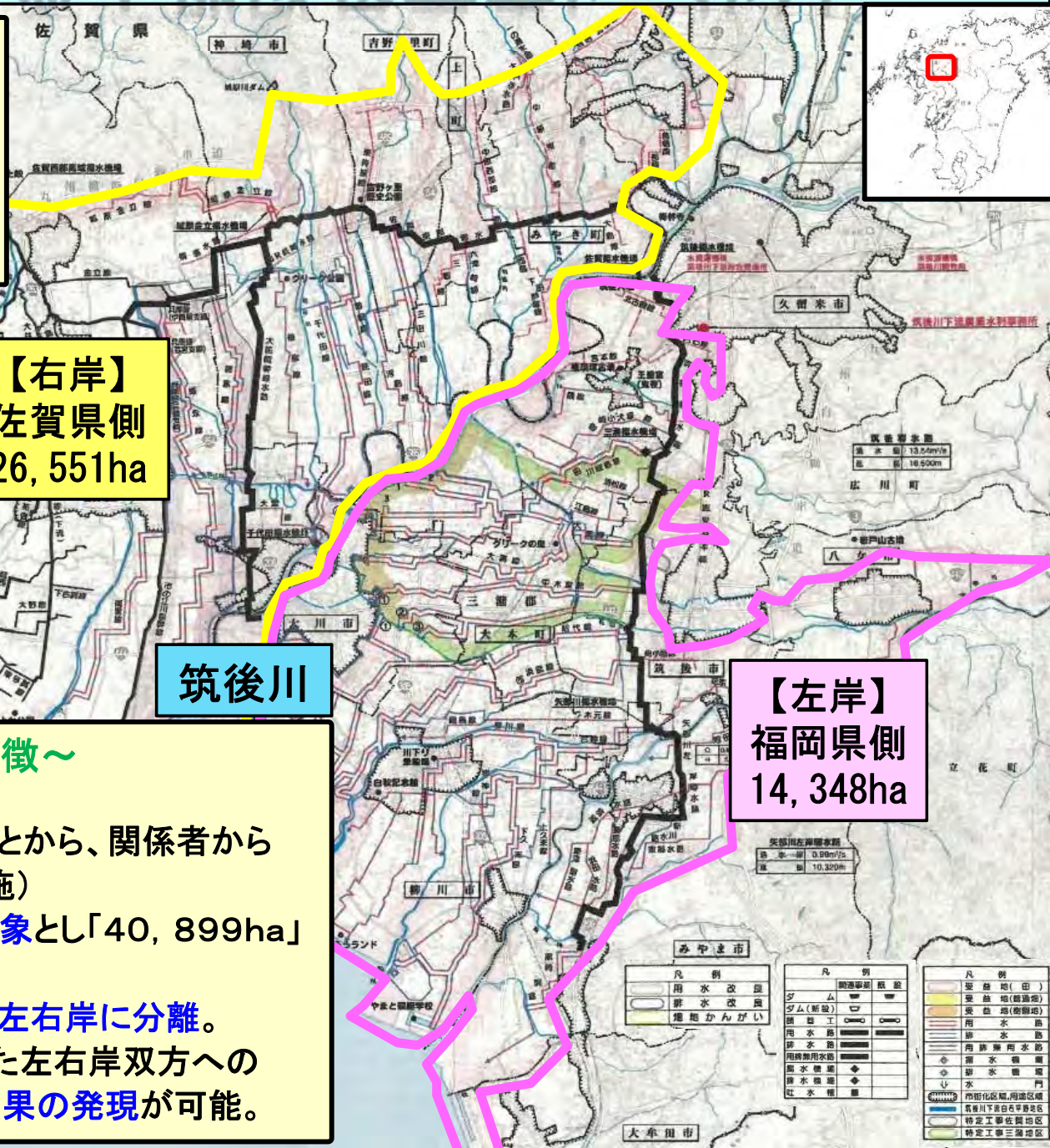
【右岸】
 佐賀県側
 26,551ha

筑後川

【左岸】
 福岡県側
 14,348ha

～国営筑後川下流土地改良事業の特徴～

- ①国営市町村特別申請事業であること。
 (両県に跨り、耕作者等の関係者が多いことから、関係者からの同意によらず、市町村の同意で事業実施)
- ②本事業の受益地は福岡・佐賀の両県を対象とし「40,899ha」にも及ぶ広域的な形状。
- ③両県の間を流れる1級河川 筑後川により左右岸に分離。
- ④筑後川に建設された筑後大堰を起点とした左右岸双方への配水計画であることから、独立した事業効果の発現が可能。



58

4. 具体的な問題点について



【当該事業の完了に係る経過】
S51 : 事業着手
H21 : 福岡県側の工事完了
 【事業効果の発現】
 (H21.11.12 : 一部地域の工事完了の通知)
 (H22. 1.22 : 負担金の支払始期をH22に指定)
H22 : 福岡県側について償還開始
 【負担金の支払い】
H30 : 全体工事完了(H31.3.31)
R 1 : 工事完了公告(R1.7.29)

※着工から完了まで43年間と長工期化

59

土地改良法上の手続き

- 平成30年度に全体の工事が完了したことから、**完了公告**を行った。
- 但し、福岡県側については、平成21年度に全ての事業効果が発現したものと国が認め、翌年度(H22)から**負担金の償還**を開始している。

農業振興地域制度上の枠組み

土地改良事業において、「**全体の工事が完了する以前に、負担金の償還開始を指定するにあたって、工事により効果の全てが発現されたと国が認めた年度**」を「**工事の完了した年度**」と認めていない。

平成30年度を工事完了年度として8年間の経過を起算すると、令和9年度以降に変更要件を満たす。(この場合、福岡県では**工事完了後18年**の経過が必要となる。)